

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

(2023年度)

住 所 北海道函館市末広町5番14号
事業者名 函館市企業局
代表者名 公営企業管理者 企業局長
手塚 祐一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・超低床車両の導入 ・乗降口付近の段差の識別	・車椅子スペース 2 台分のある車両 1 編成の導入 ・乗り口の段差が認識しやすい色つき滑り止めを 3 両に設置する	・予定通り実施した。

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・高齢者、障害者に対する乗降介助訓練の実施	・高齢者、障害者等の乗降支援の方法に関する教育訓練を継続的に実施する。	・2023年度は乗務員を対象に障害者施設より講師を招き、車椅子使用者の介助支援の訓練を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対する乗降支援の研修（乗降介助訓練）	・事故防止研修時に障害者に対する乗降訓練を実施する。	・2023年度は乗務員を対象に障害者施設より講師を招き、車椅子使用者の介助支援の訓練を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・情報提供の拡充	・車外行き先表示器を 2 両カラー化する。 ・乗車口 I C カードリーダーへの音声誘導装置取り付け。	・予定車両に設置した。 ・1 両で試験を実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対する乗降支援の研修	・障害者（車イス）の乗降支援について研修を行う。	・2023年度は乗務員を対象に障害者施設より講師を招き，車椅子使用者の介助支援の訓練を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
該当なし		

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

取り扱う部署について ・移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）については，施設課線路担当が主管を務めている。
--

(3) 報告書の公表方法

インターネットの利用（HPに掲載）

(4) その他

--

Ⅱ 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
	32編成 (32両)	5編成 (5両)	6編成	0編成	0編成	35編成	0編成
(合 計)	32編成 (32両)	5編成 (5両)	6編成	0編成	0編成	35編成	0編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第4項及び第6項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。